



発行 新潟県

**第2号**

令和5年1月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 14 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 15 公共測量の実施通知（監理課）
- 16 基本測量の終了通知（監理課）
- 17 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 18 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

公 告

林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 1 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

告 示

◎新潟県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区の定款の変更を令和4年12月26日認可した。

令和5年1月10日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第15号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和4年10月15日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域 新潟県見附市内

◎新潟県告示第16号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間 令和4年7月7日から令和4年12月12日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市、上越市、阿賀野市

## ◎新潟県告示第17号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年1月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

## 1 都市計画の種類

長岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

## 2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和5年1月10日

至 令和5年1月24日

## (2) 場所

ア 長岡市沖田2丁目173番地2(〒940-8567)

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階(〒940-0062)

長岡市都市整備部都市政策課

ウ 長岡市大手通1丁目4番地10(〒940-8501)

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ

エ 長岡市浦715番地(〒949-5493)

長岡市越路支所産業建設課

オ 長岡市中之島788番地(〒954-0192)

長岡市中之島支所産業建設課

カ 見附市昭和町2丁目1番1号(〒954-8686)

見附市建設課

## 3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名(法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名)、住所及び電話番号、(利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類)を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

## 4 意見書を提出できる者

長岡市、見附市の住民及び利害関係人

## 5 意見書の提出期限

令和5年1月24日(火)(必着のこと。)

## ◎新潟県告示第18号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年1月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

## 1 都市計画の種類

長岡都市計画区域区分

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 長岡都市計画市街化区域

## ア 追加する部分

長岡市越路浦字中の坪、中之島字御手庭、中之島字五十刈、中之島字二本木、中之島字三並、中之島字堀之内、中之島字川原、猫興野字八十刈、杉乃森字裏田の各一部

見附市上新田町、芝野町、速水町、柳橋町、新幸町、福島町、今町1丁目の各一部

## イ 削除する部分

長岡市中之島字腰巻の一部

見附市今町1丁目、今町2丁目、上新田町の各一部

## (2) 長岡都市計画市街化調整区域

## ア 追加する部分

長岡市中之島字腰巻の一部

見附市今町1丁目、今町2丁目、上新田町の各一部

## イ 削除する部分

長岡市越路浦字中の坪、中之島字御手庭、中之島字五十刈、中之島字二本木、中之島字三並、中之島字堀之内、中之島字川原、猫興野字八十刈、杉乃森字裏田の各一部

見附市上新田町、芝野町、速水町、柳橋町、新幸町、福島町、今町1丁目の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

## (1) 期間 自 令和5年1月10日

至 令和5年1月24日

## (2) 場所

## ア 長岡市沖田2丁目173番地2 (〒940-8567)

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

## イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階 (〒940-0062)

長岡市都市整備部都市政策課

## ウ 長岡市大手通1丁目4番地10 (〒940-8501)

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ

## エ 長岡市浦715番地 (〒949-5493)

長岡市越路支所産業建設課

## オ 長岡市中之島788番地 (〒954-0192)

長岡市中之島支所産業建設課

## カ 見附市昭和町2丁目1番1号 (〒954-8686)

見附市建設課

## 4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

## 5 意見書を提出できる者

長岡市、見附市の住民及び利害関係人

## 6 意見書の提出期限

令和5年1月24日（火）（必着のこと。）

## 公 告

## 林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和4年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年1月10日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 講習会の日時

令和5年2月17日（金） 午前10時から午後5時まで

## 2 講習会の場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県行政庁舎506会議室

## 3 講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者または従事しようとする者

## 4 受講手続

以下のいずれかの方法により手続きすること。

## (1) 新潟県電子申請システムにおいて、令和5年2月9日（木）までに新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年

新潟県規則第117号)に定める受講申込書を提出するとともに、受講手数料14,000円の支払いを行う。

- (2) 新潟県林業種苗法施行細則(昭和45年新潟県規則第117号)に定める受講申込書に受講手数料(新潟県収入証紙14,000円)を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林(水産)振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和5年2月9日(木)までに提出する。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院夜間看護補助者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年1月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 夜間看護補助者派遣業務

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

- (4) 履行場所

新潟県立中央病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (7) 新潟県内に本社または事業所を有していること。

- (8) 15:00から23:30の時間帯で1日の実働時間が6時間以上かつ週5日程度の常勤労働者数が10名以上で、看護補助業務の病棟に係る派遣契約実績を有していること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2324

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限

令和5年1月16日(月) 午後3時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和5年1月23日(月) 午前11時30分

新潟県立中央病院 講堂1

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 暴力団等の排除

## ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

## イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

## (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和5年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

## (10) その他

詳細は入札説明書による。

---

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

## 1 調達物品及び数量

生体情報モニタリングシステム 一式

## 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立中央病院

新潟県上越市新南町205番地

## 3 調達方法

購入

## 4 契約方法

一般競争入札

## 5 落札決定日

令和4年12月19日

---

- 6 落札者の氏名及び住所  
クロスウィルメディカル株式会社  
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格  
56,000,000円
- 8 入札公告日  
令和4年11月8日
- 9 落札方式  
最低価格

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月10日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟南警察署	白根中央交番	新潟市南区戸頭	新潟市南区のうち鯨潟、鯨潟1丁目、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根東町1丁目、白根魚町、白根水道町、白根ノ内七軒、白根日の出町、白根古川、白根四ツ興野、親和町、杉菜、助次右エ門組、戸頭、能登、能登1・2丁目、平成町、保坂、和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、田中、天王新田、鍋潟、平潟、平潟新田、万年、赤渋、朝捲、白井、上浦、小蔵子、下八枚、新生町1・2・3丁目、戸石、中小見、中山、西笠巻、引越、堀掛	新潟南警察署	署所在地		新潟市南区のうち鯨潟、鯨潟1丁目、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根東町1丁目、白根魚町、白根水道町、白根ノ内七軒、白根日の出町、白根古川、白根四ツ興野、親和町、杉菜、助次右衛門組、戸頭の一部、能登、能登1・2丁目、平成町、保坂
(略)				(略)			
				平潟新田駐在所	新潟市南区平潟新田		新潟市南区のうち和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、田中、天王新田、戸頭、鍋潟、平潟、平潟新田、万年
(略)				(略)			
				白井駐在所	新潟市南区白井		新潟市南区のうち赤渋、朝捲、白井、上浦、小蔵子、下八枚、新生

						町1・2・3丁目、戸石、中小見、中山、西笠巻、引越、堀掛	
	大鷲駐在所	(略)	新潟市南区のうち天野、犬帰新田、獺ヶ通、大郷、西笠巻新田、西酒屋、東笠巻、東笠巻新田、鷲ノ木新田		大鷲駐在所	(略)	新潟市南区のうち犬帰新田、獺ヶ通、大郷、西笠巻新田、西酒屋、東笠巻、東笠巻新田、鷲ノ木新田
		(略)				(略)	
	(略)				(略)		

附 則

この規則は、令和5年1月16日から施行する。